

社会福祉法人大里ふくしむら

令和 5 年度事業計画

「大里ふくしむら」基本理念

- 1、利用者の尊厳を守り、幸福を追求する。
- 1、誰もが、いつでも安心して利用できる福祉サービスを創造する。
- 1、地域のニーズにパイオニア精神で取組み、「共生・共助」の地域づくりに貢献する。

「特別養護老人ホーム花ぞの」基本理念

- 1、利用者のために「この施設に、入って良かった。」
個性を尊重し、家庭的で豊かな暮らしを支えます。
- 1、保護者（家族）のために「この施設に、入って良かった。」
家族の絆を大切にし、安心と平和な暮らしを守ります。
- 1、職員のために「この施設で、働いて良かった。」
心豊かで、働くことに喜びの場を提供します。
- 1、地域のために「この施設が、ここにあって良かった。」
地域福祉の拠点として、役割を担い「共生・共助」の地域づくりに貢献します。

「特別養護老人ホーム花ぞの」基本方針

- 1、一人一人の生活リズムに合わせ、その人らしい生き方を援助します。
- 2、生活の場として快適な環境を提供し、ユニット内・ユニット間の交流を促進します。
- 3、安全で安心、信頼される施設介護を実現します。
- 4、施設の生活を選択した家族の事情と利用者の意思を尊重し、その期待に応えます。
- 5、働く職員の意思が尊重され、明るく活力ある職場環境を実現します。
- 6、職員の資質向上に努め、努力する者が報われる人事システムを構築します。
- 7、地域の活動に積極的に参加し、地域住民の福祉意識を醸成します。
- 8、利用者および家族が地域と交流できる施設の運営に努めます。

<はじめに>

新型コロナウイルス感染症が発生して3年が経ちました。ウィズコロナの生活が浸透してきた中で、日本ではマスク着用の緩和や感染症法上の分類変更が進みつつあり、明るい兆しが見え始めています。その一方で、これからも介護施設においては、職員や利用者の感染リスクはとどまることを知らず、継続した感染対策の徹底は必要不可欠となります。

こうした中でも私たちはより一層、持続可能な福祉社会を実現するために、その時代時代に合わせた事業運営を行っていかねばなりません。そのためには、安定した事業活動収入を得るための大きな改革と改善を図る必要があります。職員一人一人がそれぞれの立場で出来る改革と改善を明確にし、一つ一つを着実に実行することをテーマとして、利用者と職員がともに安心できる施設の創造を目指していきます。

光熱費や食糧費の物価高騰、さらには賃上げの促進など経済社会の課題は福祉業界に多大な影響を与えています。その外的要因にも目を向けながら表面化している課題に対し、ひとつひとつ対応していきたいと考えます。

<基本方針>

1 経営基盤の安定を図るための改革を行う。

稼働率の向上および収益の確保を図るべく、事業運営の改革、改善に取り組みます。

2 施設サービス、居宅サービスの質の向上を図る。

密接な職員間連携を図り、多様化するニーズに対し最適なサービス提供を行います。

3 現代社会に即した持続可能な環境整備を図る。

多様性や包容性を重視する労働環境や省エネルギーなどの自然環境を意識した業務活動を行います。

<重点目標>

1 収益確保に向けた活動

- ・各事業所において毎月の稼働率集計の結果に対し、新規利用者の開拓と稼働率の向上のための、営業活動を実施します。
- ・ショートステイ事業は、ロング利用を促進し特養待機枠の定着化を図ります。
- ・デイサービス事業は、利用時間の延長にも対応できる体制を図ります。
- ・施設 PR のための営業ツールを作成します。
- ・中長期における事業内容の見直しを検討していきます。
- ・居宅介護支援事業所（ケアマネ）を中心に利用者ニーズを収集します。

2 介護デジタルトランスフォーメーション（介護 DX）の推進

- ・タブレット記録等による介護現場の業務をシステム化し、業務効率化を図ります。
- ・事務的作業はクラウドサービスを活用し、オンライン化することで情報の共有化や伝達をスムーズに行います。
- ・SNS ツールを活用して営業活動や情報伝達を行います。

3 利用者の処遇充実化

- ・カンファレンス等を通じて利用者と家族のつながりがもてる支援を行います。
- ・創作活動や外出支援等を積極的に行い、利用者の生きがいある生活環境を提供していきます。
- ・利用者の身体状態、精神状態の把握に努め、状況に合わせた具体的なケアプランを利用者と家族へ提案していきます。

4 次世代の人材育成の強化

- ・リーダー層は社協等が主催する役職者向け研修の受講を推進します。
- ・介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得を推進します。
- ・リーダー層のコミュニケーション能力や問題解決能力の向上を目指します。
- ・職員の意識改革を図り、前向きに業務を行える環境をつくります。

5 建物設備の老朽化による対応

- ・空調設備の更新を行います。
- ・業務等の影響を考慮し、修繕をするか、運用対処とするかを判断します。

6 労働環境の整備

- ・多様な働き方の推進や適材適所の人員配置を行っていきます。
- ・職務遂行の評価によって、処遇が改善されるようにします。

<事業内容>

1 法人本部

- I 法人運営全般
- II 理事会・評議員会の開催
- III 監事監査の実施
- IV 資産変更登記、現況報告
- V 事業内容確認・検討

2 特別養護老人ホーム

I 介護・看護事業

- ・介護、看護、協力医療機関及び協力歯科医院との連携を図り、入所者の ADL や生活レベルに合わせたケアの技術向上を図ることで、入院を減らし減収幅を抑えます。
- ・会議体や各種委員会活動を活性化し、問題や課題の早期解決を徹底します。
- ・見守り機器等の ICT 技術を用いて事故の発生リスクや負担軽減を図ります。
- ・認知症ケアの知識と技術を研修や視察などを通して学び、認知症利用者の認知症の進行を緩やかにする介護サービスを推進します。
- ・ユニット毎に利用者の楽しみを見出すためのレクリエーションを毎月行います。

II 委員会・会議事業

- ・経営会議（年12回開催）
 - 1. 経営状況を踏まえて事業の経営方針やその他運営に関する重要事項について決定及び見直しを図り、企業の運営を円滑に遂行することを目的とします。
- ・運営会議（年12回開催）
 - 1. 経営会議で決定した方針に則り、事業運営の基本的戦略を確立し、効率的な業務推進を図ることを目的とします。
- ・リーダー会議（年12回開催）
 - 1. 運営会議等を受けて各職場で具体策を協議し実行する。明るい職場を目指して、互助の精神を共有します。
- ・各部署会議（随時開催）
 - 1. 部署毎の状況報告、行事予定等を共有し、正確な業務遂行と、迅速な課題解決を図ることを目的とします。

- ・入所検討委員会（年12回開催）
 1. 専門職が集まり、優先入所指針に基づく入所順位決定と、入所待機者の情報を共有し、今後の受け入れ体勢の見直しについて検討します。
- ・感染症対策／非常災害対策委員会（年4回開催、随時開催）
 1. 新型コロナ等の感染症対策や蔓延防止のための体制を整備します。
 2. 感染症や自然災害等の発生に備えたBCP(事業継続)を整備します。
 3. 各感染症対策の見直しと研修の実施を行います。
 4. 防災訓練等、災害対策及び防災教育の実施を行います。
- ・安全対策委員会（年4回開催、随時開催）
 1. ヒヤリハット、事故報告の集計分析によるリスクマネジメントを実施します。
 2. 介護ロボットの活用に伴う事故防止のため、介護リフトや見守りロボットのマニュアルを作成します。
- ・身体拘束廃止／虐待防止委員会（年4回開催、随時開催）
 1. 身体拘束や虐待防止に関する情報交換を行い、社会的な問題として施設内での取り上げを積極的に行います。
 2. 年間を通じた研修で、職員の身体拘束体験を実施し、利用者の権利擁護、高齢者虐待防止に取り組みます。
- ・機能訓練／褥瘡対策委員会（年4回開催、随時開催）
 1. 入所者の状態に応じた機能訓練計画の作成および実施を行います。実施率を高めるため、計画内容および実施方法の見直しも定期的に行います。
 2. 褥瘡者の早期発見、治療により褥瘡者（ステージⅡ以上）の発生防止に努めます。
 3. 褥瘡予防および褥瘡者へのケアを見直すと共に、嘱託医との連携を強化し迅速な対応ができるよう体制を整備します。
- ・行事レク・広報委員会(随時開催)
 1. 利用者の重度化に伴い、外出イベントだけでなく、施設内部で楽しめる行事や慰問など利用者の視点で企画します。
 2. 思い出に残る時間を過ごしていただけるよう、一つ一つのイベントに職員が心を込められるよう、イベント内容を工夫します。
 3. ホームページのお知らせ機能を利用して、各事業所が行っているイベントや施設全体の取組みなどを積極的に発信します。

- ・業務改善・改革チーム(随時開催)
 1. 現場の日常業務を取り纏め、介護 DX を推進していきます。
 2. 業務のムリ、ムダ、ムラをなくし、業務効率化を進めます。
 3. 職員研修の指揮をとり、研修計画及び研修結果のチェックを行います。
 4. 経費削減を意識した業務推進を行っていきます。

III 職員教育・研修事業

- ・各種委員会開催による研修会に全職員が参加できるよう取り組みます。
- ・オンライン研修による研修機会を設けて、一人一人の研修機会を設けます。
- ・外部研修の機会を増やし、ユニットケア、認知症ケア等、外部の研修会に積極的に参加し、施設内でのフィードバックを行います。
- ・新入職員のフォローアップをリーダー以上が中心となり実施していきます。
- ・認知症ケア研修や喀痰吸引研修等、今後増加が見込まれる利用者の状態に必要とされる研修を積極的に行います。

VI 行事・イベント事業

- ・外出行事（春：花見、秋：紅葉狩り）
- ・利用者の希望に沿ったクラブ活動(創作活動、買い物レク等)
- ・運動会
- ・夏祭り
- ・敬老会
- ・クリスマス会
- ・お正月会

VII ボランティア事業

- ・介護実習生や大学生や教育実習生の受入を行います。
- ・介護補助ボランティアなど積極的に受け入れ、ボランティアからのニーズを把握して受入れ環境を整えます。

3 ショートステイ

I 生活相談・援助業務

- ・利用希望者の確保のため近隣事業所へ空床情報を提供します。
- ・特養の空床利用を促進し、稼働率の向上を行います。
- ・特養の待機枠としてロング利用の推進を行います。
- ・行政や地域からの緊急ショートを受け入れも積極的に行います。
- ・関係機関・事業所などとのネットワークづくりを行います。

4 デイサービスセンター

I 生活相談・援助業務

- ・居宅介護支援事業所へ利用実績表を持参するとともに空き情報を提供します。
- ・利用者の都合に合わせ、利用日の振替を促進します。
- ・7時間サービス以外の時間帯の要望にも積極的に対応します。

II サービス内容の見直し

- ・接客意識を持ち、利用者の目線に合わせた接客を行います。
- ・個別ニーズに対応すべく介護サービス提供時間の延長等を積極的に実施します。
- ・認知症予防や自立化支援に重きを置き、活気ある施設を目指します。
- ・感染症対策に備え、業務継続ができる体制を整えます。

III 職員教育・研修事業

- ・幅広くサービス提供を実施するため介護職員の送迎研修を行います。
- ・人員不足や連携強化のため、特養業務の研修を行います。

IV 委員会

各担当委員会を設け、効率的な業務の遂行につなげます。

- ・サービス向上委員会（送迎部・入浴部・排泄部・物品管理部）
- ・安全対策委員会
- ・感染症対策委員会「特養と合同」
- ・行事・レクリエーション委員会「特養と合同」

5 居宅介護支援センター

I 利用契約・相談・援助業務

- ・介護支援専門員を増員し、地域支援活動を強化することで利用者確保に向けた取り組みをします。（協力施設、ショートステイ、通所介護と連携する）
- ・科学的評価に基づくケアプランの作成・評価を行い、本人への支援を行うと共に家族に対する支援も行います。
- ・多様な相談援助ができるよう、関係者による勉強会への参加や、内部研修の機会を持つことで、介護保険に限らない総合的な相談が可能となるようスキルアップを図ります。

II 関係機関・地域との連携

- ・地域包括支援センターや各医療機関及び社協と緊密な連携を図ると共に新規利用者の開拓を図ります。
- ・地域包括ケアシステムの一翼を担い、関係機関との連携により速やかな支援が

できるよう日ごろから情報の共有を図り定期的な事業所訪問を行います。また、地域への訪問も情報の収集、共有に必要であることから定期的な地域への訪問を行っていきます。

- ・地域の方々の集いの場として地域サロンを開催し、介護のお困りごとから様々な悩みに耳を傾け、ワンストップサービスの支援を提供していきます。

6 保育所事業

I 施設整備

- ・新たな加算を算定し、保育施設整備を図ります。

II 運営・その他

- ・運営内容について、定期的に会議を設け積極的な意見交換を行います。
- ・行事やレクリエーションを特養利用者と交流を図りながら行います。
- ・職員児童を積極的に受け入れ、職員の働きやすい環境を整えます。

7 その他

- ・埼玉県や寄居町の高齢者福祉課や児童福祉課と意見交換を実施し、今後の新たな事業展開を進めるための関係性を強化します。